

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会開催日程(平成26年7・8月)

総会・部会	開催回数	開催日	開催時間	開催場所	審議内容
労働部会	第87回	7月16日(水)	14:00 ~ 17:00	中央労働委員会 講堂(7F)	【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・不要財産の国庫納付等
労働部会	第88回	7月28日(月)	10:00 ~ 12:00	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【労働政策研究・研修機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価)
労働部会	第89回	7月30日(水)	13:30 ~ 15:30	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【勤労者退職金共済機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・長期借入金及び債券発行実績報告
労働部会	第90回	8月6日(水)	10:00 ~ 12:00	厚生労働省 専用第22会議室 (18F)	【労働者健康福祉機構】 ・平成25年度業務実績評価(個別評価) ・長期借入金実績報告
労働部会	第91回	8月19日(火)	13:30 ~ 16:30	厚生労働省 専用第12会議室 (12F)	【労働政策研究・研修機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) ・役員の退職金に係る業績勘案率の決定 【勤労者退職金共済機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) 【労働者健康福祉機構】 ・平成25年度財務諸表の承認 ・平成25年度業務実績評価(総合評価) ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) ・不要財産の国庫納付 ・役員の退職金に係る業績勘案率の決定
総会	第36回	8月26日(火)	14:00 ~ 18:00	厚生労働省 省議室(9F)	【年金積立金管理運用独立行政法人】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【医薬基盤研究所/国立健康・栄養研究所】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【国立高度専門医療研究センター6法人】 ・中期目標期間の業務実績評価(暫定評価) ・組織・業務全般の見直し当初案 【国立病院機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【医薬品医療機器総合機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【労働者健康福祉機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価) 【年金・健康保険福祉施設整理機構】 ・中期目標期間の業務実績評価(最終評価)

(注1)開催日程は予定であり、変更する場合があります。

(注2)総会は正委員のみ御出席いただくこととなります。

## 第 36 回厚生労働省独立行政法人評価委員会総会議事について

### <年金積立金管理運用独立行政法人、医薬基盤研究所／国立健康・栄養研究所、国立高度専門医療研究センター 6 法人>

※平成 26 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

#### 議題：中期目標期間の業務実績評価（暫定評価）

##### **【厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準】**

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 34 条第 1 項の規定により、中期目標期間における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、中期目標期間終了後に最終評価（中期目標期間の初年度から最終年度までの期間の評価）を実施するほか、同法第 35 条の規定に基づく組織・業務全般の見直し、次期中期目標等の策定に、評価結果を適切に反映させる観点から、中期目標期間の最終年度に、中期目標期間の初年度から最終年度の前年度までの期間について、当該期間の各事業年度の評価結果を踏まえ、記述等による評価（暫定評価）を実施。

#### 議題：組織・業務全般の見直し（当初案） 【通則法第 35 条】

- 独立行政法人の組織・業務全般の見直しは、独立行政法人通則法第 35 条及び「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）に基づき、主務大臣が、所管する個々の独立行政法人の中期目標期間終了時において、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織・業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるもの。主務大臣が当該検討を行うにあたっては、同法同条第 2 項の規定により、独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならないとされている。

※中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しに係る「概要」・「流れ」は別添 3、4 を参照。

### <国立病院機構、医薬品医療機器総合機構、労働者健康福祉機構、年金・健康保険福祉施設整理機構>

※平成 25 年度が中期目標期間の最終年度となる法人が対象。

#### 議題：中期目標期間の業務実績評価（最終評価） 【通則法第 34 条】

- 独立行政法人は、独立行政法人通則法第 34 条第 1 項の規定により、中期目標期間における業務の実績について、独立行政法人評価委員会の評価を受けなければならないとされている。厚生労働省独立行政法人評価委員会においては、中期目標期間終了後に、中期目標期間の初年度から最終年度までの期間について、当該期間の各事業年度の評価結果を踏まえ、記述等による評価（最終評価）を実施。

**<別添資料>**

- 別添 1** 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間
- 別添 2** 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準  
(平成13年6月厚生労働省独立行政法人評価委員会決定)
- 別添 3** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定までの流れ(概要)
- 別添 4** 組織・業務全般の見直し～中期目標・中期計画策定まで(流れ図)
- 別添 5** 参照条文

以上

# 厚生労働省所管独立行政法人の中期目標期間

別添1

所管法人数: 19法人(共管2法人を含む)

	H13.4.1	H15.10.1	H16.4.1	H17.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.3.31	
国立健康・栄養研究所	平成13年4月1日～平成18年3月31日					平成18年4月1日～平成23年3月31日					平成23年4月1日～平成28年3月31日(注2)									
労働安全衛生総合研究所(注3)	平成13年4月1日～平成18年3月31日(注4)					平成18年4月1日～平成23年3月31日					平成23年4月1日～平成28年3月31日									
医薬基盤研究所				平成17年4月1日～平成22年3月31日					平成22年4月1日～平成27年3月31日											
国立がん研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立循環器病研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立精神・神経医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立国際医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立成育医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立長寿医療研究センター										平成22年4月1日～平成27年3月31日										
国立病院機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
医薬品医療機器総合機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
福祉医療機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
労働者健康福祉機構			平成16年4月1日～平成21年3月31日					平成21年4月1日～平成26年3月31日					平成26年4月1日～平成31年3月31日							
勤労者退職金共済機構	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
高齢・障害・求職者雇用支援機構(注5)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
労働政策研究・研修機構	平成15年10月1日～平成19年3月31日					平成19年4月1日～平成24年3月31日					平成24年4月1日～平成29年3月31日									
水資源機構(注6)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
農業者年金基金(注6)	平成15年10月1日～平成20年3月31日					平成20年4月1日～平成25年3月31日					平成25年4月1日～平成30年3月31日									
年金積立金管理運用独立行政法人				平成18年4月1日～平成22年3月31日					平成22年4月1日～平成27年3月31日											
地域医療機能推進機構(注7)				平成17年10月1日～平成26年3月31日(注8)										平成26年4月1日～平成31年3月31日						

注1) 網掛け部分は既に終了した中期目標期間である。

注2) 国立健康・栄養研究所は、平成27年4月1日より医薬基盤研究所との統合が予定されているため、平成27年3月31日に中期目標期間が終了することとなる。

注3) 労働安全衛生総合研究所は、産業安全研究所と産業医学総合研究所を統合し、平成18年4月1日に設立。

注4) 産業安全研究所と産業医学総合研究所の中期目標期間である。

注5) 平成23年10月1日に廃止された雇用・能力開発機構から職業能力開発等の業務の移管に伴い、平成23年10月1日より高齢・障害者雇用支援機構から高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称を変更。

注6) 水資源機構は国土交通省、農林水産省、経済産業省との共管法人、農業者年金基金は農林水産省との共管法人。

注7) 地域医療機能推進機構は、年金・健康保険福祉施設整理機構を改組し、平成26年4月1日に設立。

注8) 年金・健康保険福祉施設整理機構の中期目標期間である。

## 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準

平成13年6月決定  
平成16年3月30日改定  
厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厚生労働省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、本基準に基づき行うものとする。

なお、評価委員会に設置される各部会は、本基準に基づき、評価の基準についての細則を定めることができる。

### 1. 評価の概要

評価委員会においては、次の2つの評価を行う。

#### (1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

#### (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

### 2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

#### (1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。









